申入れ（全労働兵庫支部）議事概要（平成２６年１１月６日）

兵庫労働局長（当局）は、平成２６年１１月６日（木）に全労働兵庫支部執行委員長（全労働兵庫支部）から、秋季統一要求書等に対する申入れを受け、その対応を行った。

この申入れの概要は、次のとおりである。

全労働兵庫支部

依然として厳しい雇用失業情勢の下、労働行政への期待がますます高まる中、我々が果たすべき役割は非常に大きく、その期待に的確に応えるためには、行政体制の確立はもとより、職員とその家族の健康の確保、生活の安定、職場環境の整備が必要である。

しかし、人事院は今夏の勧告において、来年４月から地域・世代間の配分を見直す「給与制度の総合的見直し」を行うことを盛り込んだ。連年にわたる人員削減と新規施策の増大により、職員の職責はますます重くなっており、この見直しは国公法に規定する「職務給の原則」に明らかに反するものである。

また、定員管理についても、２０１５年度からの５年間で定員を１０％削減するとの新たな合理化計画を閣議決定するなど連年の大幅な定員削減により疲弊した職場をさらに追い詰め、労働行政の機能を一層後退させるものである。

この他、新人事制度の抜本的見直し、非常勤職員の労働条件改善、無年金下における再任用職員の賃金等改善、国家公務員宿舎削減計画に伴う宿舎不足への対応など、安心して働くことが出来る職場環境に向けた諸課題の解決が喫緊に求められる。

こうした状況下、国民の期待と信頼に応える労働行政の確立、併せて献身的に業務を担っている職員の労働条件の維持・向上を図るため、ここに秋季統一要求書等を提出するので、給与改善、非常勤職員の処遇改善をはじめとする各々の要求項目について誠実な対応を要望する。

当局

提出された秋季統一要求書等の各要求事項については、内容を検討の上、誠実に対応したい。